

1.オープンカウンターとは

契約に当たり、沖縄気象台が見積の相手方を特定せず、見積参加希望者からの見積書提出により、契約の相手方を決定する方式です。

2.対象案件について

予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第99条第2号から第7号までの規定に該当するものを対象とします。

但し、緊急に調達を必要とする案件等につきましては、対象外とします。

3.参加資格について

(1)予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)見積書提出期限の日から契約締結又は請書等受領の日までにおいて、沖縄気象台から指名停止の措置を受けている者でないこと。

4.公示方法及び場所について

ホームページ上で、随時行っております。

5.仕様書について

(1)仕様書等の入手方法について

会計課にて配布、もしくはメール等により送付させていただきますので、問い合わせ下さい。

(2)仕様書に関する質疑等について

質疑等については、書面等での手続きはありません。お問い合わせいただければ、各担当者が回答いたします。

同等品の承認については、特段手続きは必要ありませんが、事前に各担当者に確認して下さい。

また、同等品で見積書を提出する場合には、備考欄に記載する等わかるようにしておいて下さい。

6.見積書の作成及び提出方法等について

(1)見積書の作成方法等について

見積書の書式は「見積書様式」のとおりといたします(任意様式でも可とする)。

見積書には、案件に関する一切の費用を含めた総価格(消費税及び地方消費税を含む)を記載したものと及びその内訳書(任意様式)をご提出願います。なお、消費税は切り捨てとなります。また、代表者印(社印)も忘れずに押印願います。

(2)見積書提出方法

見積書提出期限日の17:00までにご提出願います。提出方法につきましては、以下の通りとなります。

・持参の場合・・・沖縄気象台会計課

・送付の場合・・・見積書提出期限までに沖縄気象台会計課へ到着するようにして下さい。

・FAX又はメールの場合・・・見積書提出期限までに担当者へ提出して下さい(原本は後日郵送(必須))。

7.契約の相手方の決定及び結果の通知

見積合わせは、見積書提出期限の翌開庁日以降に行い、有効な見積書を提出した者の中から、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を、契約の相手方として決定します。

契約の相手方となるべき同価格の見積書を提出した者が2者以上の場合における決定方法については、別途連絡させていただきます。

結果の通知は、原則として契約の相手方へのみ、電話もしくはメールにて連絡させていただきます。

8.問い合わせ先

問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒900-8517

那覇市樋川1-15-15

沖縄気象台会計課

TEL: 098-833-4282

FAX: 098-833-4300